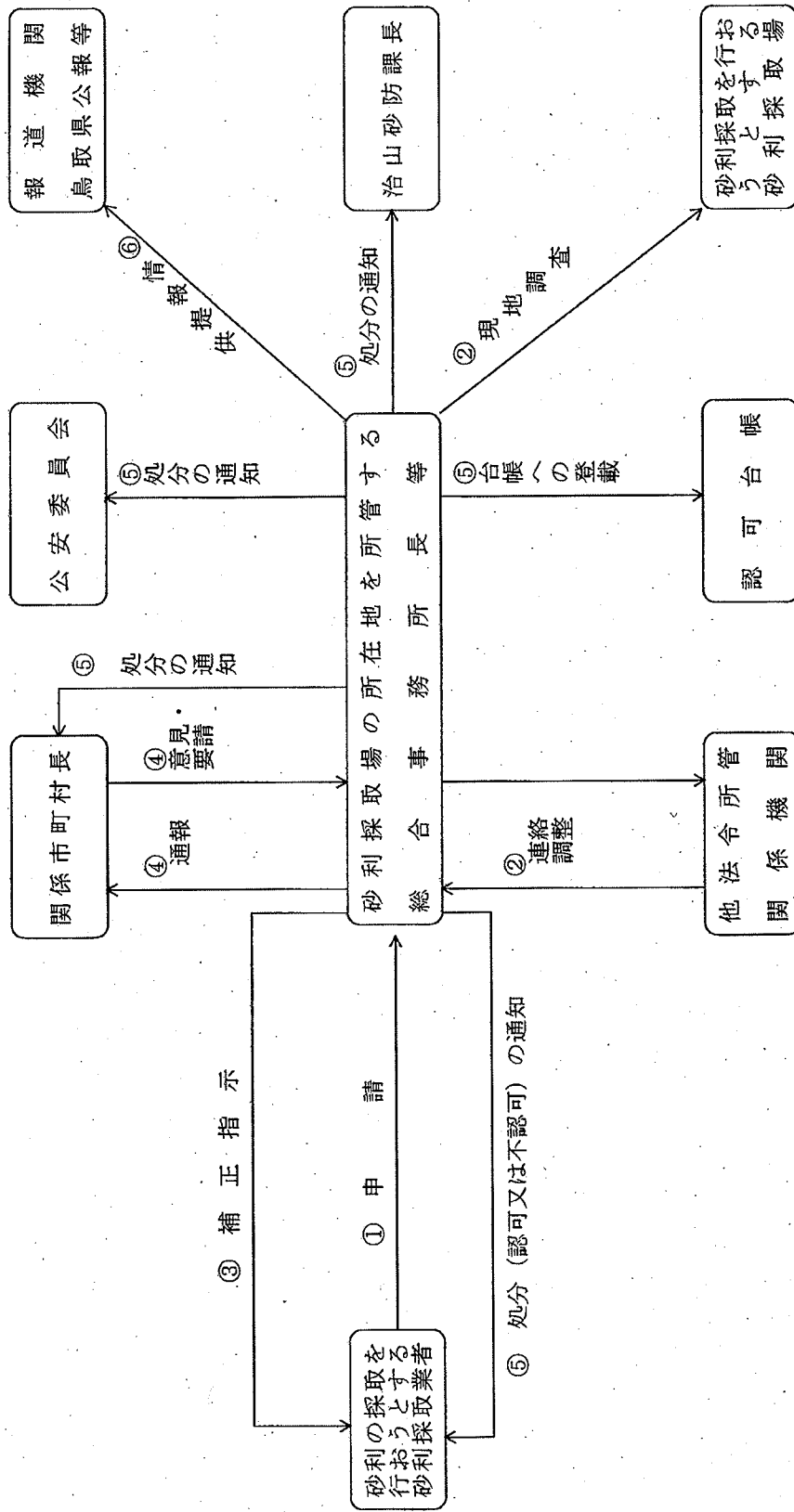


7 砂利採取計画変更認可申請



※ ①～⑥の流れは認可申請と同様

1 この認可申請が必要となるときは、要綱第12条に定める場合であり、具体的には、以下のような場合である。

- ① 新たに砂利採取場を開設しようとするとき
- ② 既に認可を受けている砂利採取場において、既に受けた認可の期間が満了した後も当該土地において引き続き砂利採取業を行おうとするとき（期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるときは変更認可で期間を延長することができる。）
- ③ 既に認可を受けている砂利採取場において、新たに砂利採取場の区域を拡大し、砂利の採取を行うとき（区域を拡大することにより、採取の方法、災害防止施設等が一新するとき）

2 上記1の場合のほか、砂利の採取が要綱第3条のような、規模、継続性を有しており、採取した砂利を販売若しくは他の場所において使用するときは当該砂利採取認可申請が必要となるので、留意すること。

【鳥取県砂利採取事務取扱要綱】

第3条 砂利を採取している者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、砂利採取業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、砂利の採取を事業目的とし、かつ、当該砂利の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該砂利の採取に係る砂利を販売し、又は他の場所において使用していること。

第12条 砂利採取業者が行う認可計画の変更が、次に掲げる場合に該当するときは、新たな採取認可の申請として取り扱うものとする。なお、採取の期間の延長に係る認可計画の変更において、延長した後の当該認可計画の採取の期間は、3年を限度とするものとする。

- (1) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長である場合
 - ア 当該採取の期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるものでないとき。
 - イ 当該採取の期間の延長が、砂利採取業者が採取期間において当初予定していた砂利の販売が、当初想定していなかった事由によりできなくなり、かつ、当該採取の期間内に予定している砂利の保管等が困難であると合理的に認められるものでないとき。

なお、当該認可計画の変更が合理的なものと認められる場合にあっては、砂利採取業者は当初の採取認可の申請時において予定していなかった採取した砂利の保管場所の確保を行うこととなるが、当該変更の事由が生じたときに速やかに採取した砂利の保管場所を確保することにより、延長期間を必要最小限とするとともに、当該期間内に埋戻しを完了すること。
- (2) 認可計画の変更の事項が採取の期間以外である場合
当該変更が行われることにより、採取の方法、災害防止施設等が一新されるとき。

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	年 月 日
※認可番号	

年 月 日

認 可 計 画 変 更 認 可 申 請 書

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇 様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 米子市糀町一丁目160番
 申請者 米子砂利 株式会社
 氏 名 代表取締役 米子 太郎 印
 （法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日 鳥取県砂利登録第600号
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る認可計画の認可番号		鳥取県指令第〇〇〇〇〇〇号	
認可計画を変更する採取場の所在地		日野郡日野町根雨140番1 外5筆	
変更に係る認可計画の項目		採取の期間及び砂利の採取のための設備並びに砂利の採取に伴う災害防止のための方法	
変更の内容	変更後	採取の期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
		砂利採取の設備	バックホウ 1台及びサンドポンプ1台
変更の内容	変更前	採取の期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
		砂利採取の設備	バックホウ 2台
変更の理由	採取の期間の変更は令和〇年〇月に発生した〇〇地震により、搬出路に利用していた市道〇〇線が通行止めとなり、2箇月間搬出が不可能となったため。 砂利採取の設備の変更は、地下水が推定より多量に湧出し、サンドポンプを使用しないと採取が困難な状態となったため。		
その他	農地法〇〇条による転用の許可		

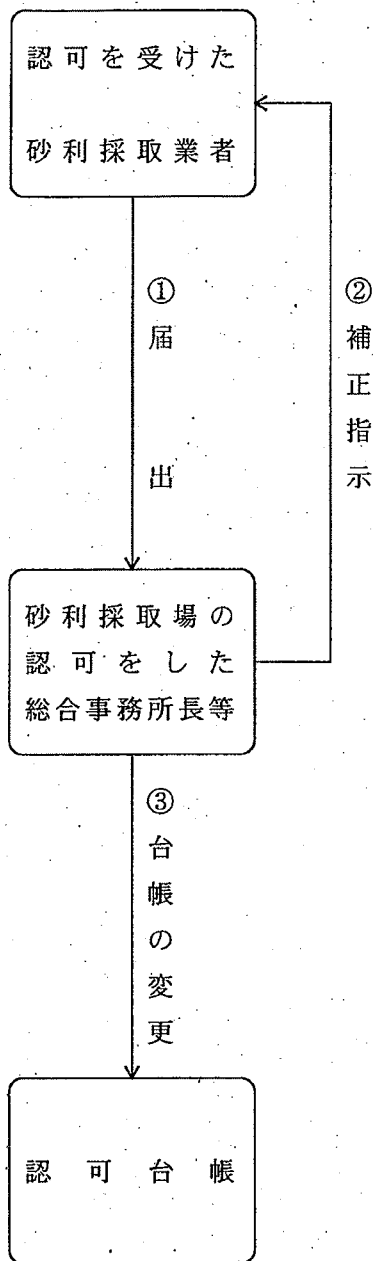
（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※の欄は、記載しないこと。
- 3 認可計画の変更の内容を明らかにする資料を添付すること。
- 4 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等についての変更も認可

計画の変更であるので、変更した内容で再作成すること。

- 5 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）に定める金額を4連符式納付書で納付し、納付済証を貼り付けること。
- 6 変更に係る採取計画の認可番号については、変更を行おうとする採取計画の認可を受けた指令書の文書番号を記載すること。
- 7 変更に係る砂利採取場の所在地については、当初、認可を申請し、認可を受けた所在地を記載すること。
- 8 変更に係る採取計画の項目については、採取計画認可申請書（規則様式第1号）に掲げる項目のうち変更に係るものを記載すること。なお、変更する項目が複数である場合は、変更に係る項目をすべて記載すること。
- 9 変更の内容については、変更に係る採取計画の項目に記載した項目ごとにその内容を具体的に記載すること。
- 10 変更の理由については、その内容を具体的に記載すること。
なお、変更認可が必要となるのは、次のいずれにも該当せず、変更に当たらない軽微変更として要綱様式第11号で報告するもの以外の認可計画の変更である。
次のいずれかに該当するものは、新規認可となるので留意すること。
 - (1) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長であるときであって、当該採取の期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむ得ないものと合理的に認められるものでないとき。
 - (2) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長であるときであって、当該採取の期間の延長が、砂利採取業者が採取期間において当初予定していた砂利の販売が、当初想定していなかった事由によりできなくなり、かつ、当該採取の期間内に予定している砂利の保管等が困難であると合理的に認められるものでないとき。
なお、当該認可計画の変更が認められる場合にあつては、砂利採取業者は当初の採取認可の申請時において予定していなかった採取した砂利の保管場所の確保を行うこととなるが、当該変更の事由が生じたときに速やかに採取した砂利の保管場所を確保することにより、延長期間を必要最小限とするとともに、当該期間内に埋戻しを完了すること。
 - (3) 認可計画の変更の事項が採取の期間以外であるときであつて、当該変更が行われることにより、採取の方法、災害防止施設等が一新されるとき。
- 11 この様式に添付する書類は要綱第9条第2項の表に掲げるもののうち変更に係るものとし、それぞれの作成要領は認可申請書の添付書類の作成要領を参照すること。ただし、砂利採取場の区域の変更に係るものであるときには、添付する図面には変更前後の内容が分かるように、変更前の砂利採取場の区域を青色で囲み、変更後の区域は赤色で囲むこと。（変更前の掘削区域は青色破線、変更後の掘削区域は赤色破線で囲むこと。）
また、変更を行おうとする採取計画の認可を受けた指令書を添付し、必要に応じて変更の理由を証明する書類を添付すること。
- 12 「その他」は、変更に伴う必要な他法令の手續等について具体的に記載すること。

第2 8 認可計画軽微変更届



- ① 採取計画の認可を受けた砂利採取業者が認可を受けた採取計画について、条例第7条第2項の各号に掲げる変更を行おうとするときは、規則様式第2号の2を当該砂利採取場の認可を受けた総合事務所長等に提出する。
届出書の記入要領は次頁以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。
- ② 総合事務所長等は届出書に不備がある場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。
- ③ 届出書に不備がない場合、総合事務所長等は採取計画認可台帳（要綱様式第10号）を変更するものとする。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

認可計画軽微変更届出書

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇様

住所 米子市糺町一丁目160番
 米子砂利 株式会社
 氏名 代表取締役 米子 太郎 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日 鳥取県砂利登録第500号

砂利採取法第20条第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

変更に係る認可計画の認可番号		鳥取県指令第〇〇〇〇〇〇号
認可計画を変更する採取場の所在地		日野郡日野町根雨140番1 外5筆
変更に係る認可計画の項目		採取の期間及び採取をする砂利の数量
変更の内容	変更後	採取の期間 平成21年6月1日から平成22年3月31日 採取の数量 30,000m ³
	変更前	採取の期間 平成21年6月1日から平成22年5月31日 採取の数量 50,000m ³
変更の理由	採取する砂利の数量の変更は、事業規模縮小による。 採取の期間の変更は、上記による。	

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 ※の項は、記載しないこと。
- 3 認可計画の複数の項目を変更する場合は、項目ごとに区別して記載すること。
- 4 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 認可計画の変更の内容が分かる資料
- 2 変更に係る採取計画の項目が内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、

当該変更後の図面、計画等

(参考)

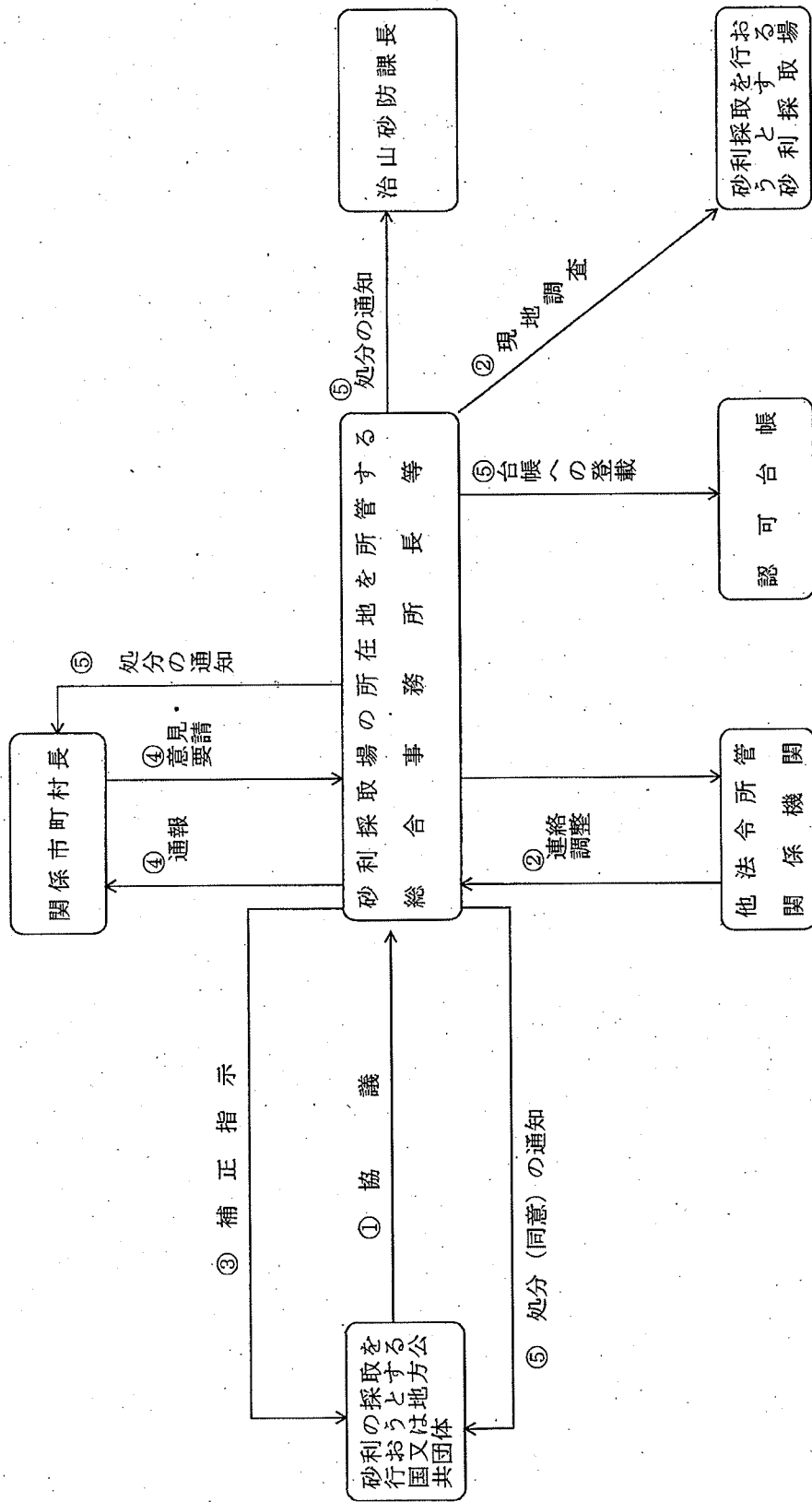
【鳥取県砂利採取条例】

第7条

2 法第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、認可計画の範囲内において行う変更であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

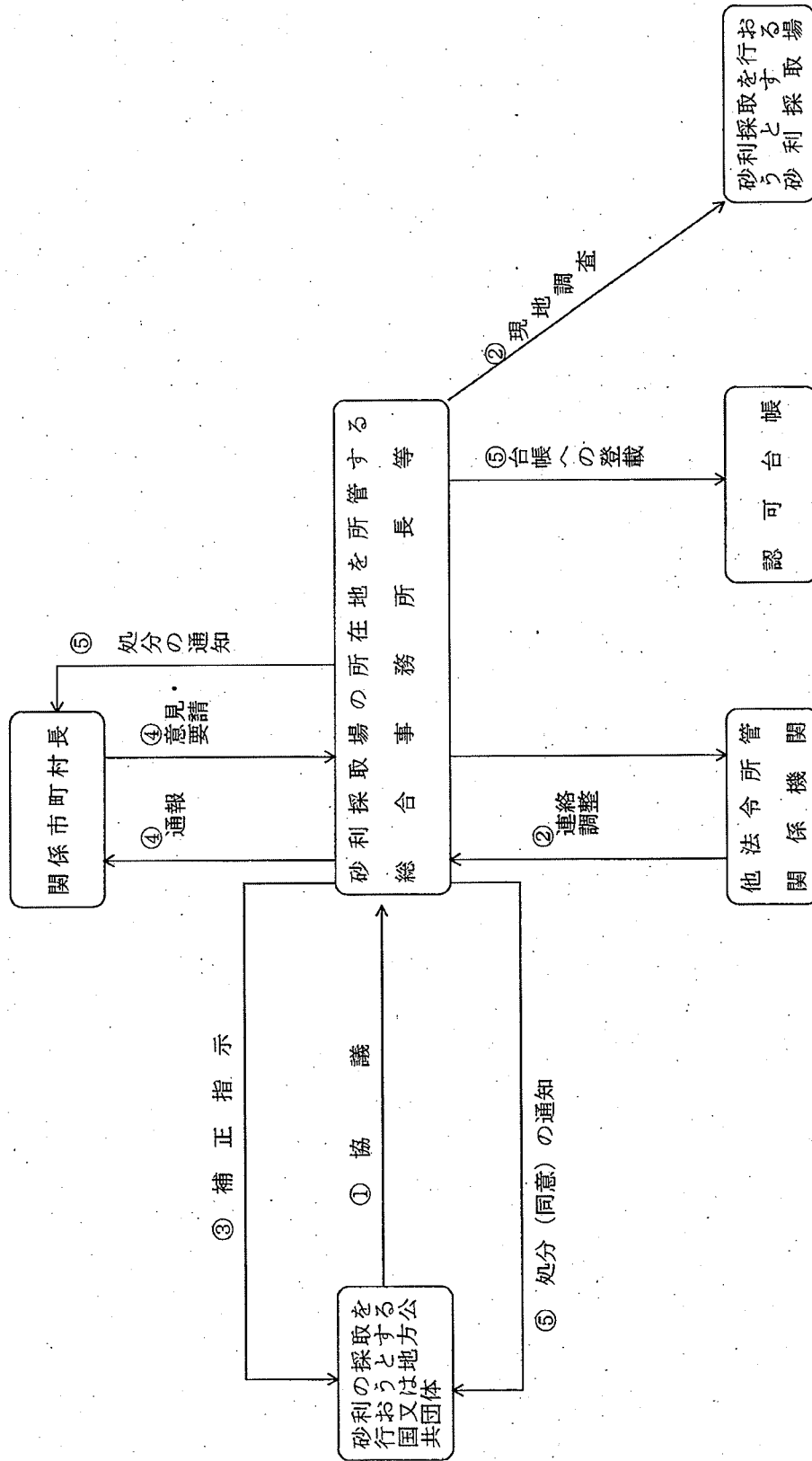
- (1) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- (2) 砂利採取場の面積の減少
- (3) 採取をする砂利の種類又は種類ごとの数量の減少
- (4) 採取の期間の短縮
- (5) 採取又は切土をする土地の面積又は深さの減少

9 採取計画協議（砂利採取を主目的として行う場合）



※ ①～⑤の流れは認可申請と同様

9 採取計画協議 (砂利採取を主目的としない場合)



※ ①～⑤の流れは認可申請と同様

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

平成21年4月1日

砂 利 採 取 計 画 協 議 書

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇様

住所 鳥取市立川町六丁目176番

協議者

氏名 〇〇〇〇〇〇所長
〇〇 〇〇

印

砂利採取法第43条の規定により、次のとおり砂利採取計画の協議をします。

1 工事の区域	工事名	一般国道〇〇〇号 道路改良工事 (〇工区)		
	工事場所	岩美郡岩美町〇〇地内		
	区域面積	15,000 m ²		
	発注側 担当者	東部総合事務所県土整備局 道路都市課 〇〇班 主任 〇〇 △△		
	施工側 担当者	株式会社 △〇建設 代表取締役 △〇 〇× 現場代理人 △〇 〇×		
2 採取をする砂利の種類及び数量	種類	砂利	数量	10,000 m ³ (5,000 m ³)
3 採取の期間	工事期間	平成21年4月1日～平成21年10月1日		
4 採取砂利の用途	用途	下記工事の道路盛土材料として使用		
	工事名	主要地方道〇〇線 緊急地方道路整備工事(△工区)		
	工事場所	岩美郡岩美町△△地内		
	工事期間	平成21年4月1日～平成21年9月1日		
	発注側 担当者	東部総合事務所県土整備局 道路都市課 〇〇班 主任 〇〇 △△		
施工側 担当者	株式会社 △□土木 代表取締役 ×〇 □△ 現場代理人 △□ ×〇			
5 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	工事計画	別添図面のお通り		
	設計に当たり参考にした基準	鳥取県道路技術便覧 道路土工-排水工指針 道路土工-のり面工指針 等		
6 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	施工に当たり遵守する基準	鳥取県土木工事共通仕様書		
7 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項	施工に当たり遵守する基準	鳥取県土木工事共通仕様書		

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※の項は、記載しないこと。
- 3 協議書の日付については、当該協議書を総合事務所長等に提出する日とすること。
- 4 国又は地方公共団体が行う工事において、当該工事が砂利採取業に該当すると見なされる場合は、この様式により知事と協議を行い、同意を得なければならない。なお、知事との協議が必要な場合とは、以下の各号のいずれにも該当するときである。
 - (1) 国又は地方公共団体（県及び市町村）が事業主体となり行う工事であるとき。
 - (2) 当該工事において採取する砂利が、自然物（過去に盛土されたものではないもの）であるとき。
 - (3) 当該工事において採取する砂利が、法第2条で定める砂利であるとき。
 - (4) 当該工事において、砂利の採取に係る期間が1箇月以上継続して行われるとき。
 - (5) 採取した砂利を販売し、又は他の場所において使用するとき。なお、ここでいう「販売し、又は他の場所で使用」とは、採取した砂利を一般競争入札等により他者へ販売する場合、及び採取した砂利を他の事業（他の工事箇所）において利用する場合であり、採取した砂利の当該事業と同一事業区間内で利用する場合、及び建設技術センター等が運営する残土処分場へ処分する場合は除く。
- 5 協議者の住所及び氏名については、当該協議を行おうとする工事の事業主体を明記し、押印すること。
- 6 工事の区域については、以下により記載すること。
 - (1) 工事名については、当該協議に係る公共事業の工事名を記載すること。
 - (2) 工事場所については、当該協議に係る公共事業を行う場所（市町村名及び大字）を記載することとし、「〇〇地内」と記載すること。
 - (3) 区域面積については、当該協議に係る公共事業を行う場所の面積を記載すること。
 - (4) 発注側担当者については、当該協議に係る公共事業の契約における発注側担当者名を記載すること。
 - (5) 受注側担当者については、当該協議に係る公共事業を請負った者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の職氏名）及び現場担当者名を記載すること。
- 7 採取をする砂利の種類及び数量は、次の事項を記載すること。
 - (1) 砂利の種類は、事前調査等で得られた結果による砂利の種類の名を記載すること。
 - (2) 採取する数量は、当該事業の当該協議期間において採取する砂利の数量（総量）を砂利の種類ごとに記載し、括弧内にそのうち他の場所で使用する砂利の数量を記載す

ること。

8 採取の期間については、当該協議に係る公共事業の契約を締結した期間を記載すること。

9 採取砂利の用途については、以下により記載すること。

なお、使用先が複数ある場合は別紙としてもよいが、その際はそれぞれの箇所での使用予定数量を記載すること。また、他者へ販売する場合、販売先が決定している場合は記載するものとするが、未定の場合は記載しなくてもよい。

(1) 使用する用途については、その用途を具体的に記載すること。

(2) 工事名については、当該協議に係る事業の工事名を記載すること。

(3) 工事場所については、当該協議に係る公共事業から砂利を搬出し利用する事業を行う場所（市町村名及び大字）を記載することとし、「〇〇地内」と記載すること。

(4) 工事期間については、当該協議に係る公共事業から砂利を搬出し利用する事業の契約を締結した工期を記載すること。

(5) 発注側担当者については、当該協議に係る公共事業から砂利を搬出し利用する事業の契約における発注側担当者名を記載すること。

(6) 受注側担当者については、当該協議に係る公共事業から砂利を搬出し利用する事業を請負った者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の職氏名）及び現場担当者名を記載すること。

10 この様式に添付する書類は、要綱14条第2項によるものとし、それぞれの作成要領は以下による。

(1) 砂利の採取を伴う工事を行う箇所に係る土地の位置図は縮尺1/50,000程度とし、工事箇所の位置を丸で囲み赤色着色すること。

(2) 工事内容を示した現況平面図に計画を記載したものについては、縮尺1/1,000程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

① 当該協議にかかる工事施工区域を赤色実線で囲むこと。

② 平面図には縦断、横断の方向及び測点の位置を明記すること。

③ 平面図には作業道、公道までの搬出経路についても明記すること。

(3) 工事内容を示した現況縦断面図及び現況横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したものについては、次の事項を記載すること。

① 縦断面図については水平縮尺を1/250、鉛直縮尺を1/500程度とし、当該協議における掘削を行う区域を赤色着色すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

② 横断面図については縮尺1/100程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

ア 横断面図については、原則として横断方向は採掘面に対して直角とすること。

イ 測点間距離は20メートル程度とし、地形の変化する場所については断面を追加すること。

ウ 横断面図については掘削計画地盤面を記載し、当該協議における掘削を行う区域

を赤色で囲むこと。

エ 横断面図については、事前に行った調査により表土の位置を把握している場合はその位置を二点破線で明記すること。

(4) 工事の内容を示した標準横断面図に採取計画を記載したものについては、縮尺1/100程度とし、当該協議を行おうとする断面の模式的なものとする。標準断面図には次の事項を記載すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

- ① 使用する断面は標準的な断面とし、当該協議にかかる掘削範囲を赤色で囲むこと。
- ② 砂利の賦存の状況、法面勾配、小段幅、小段高さを明記すること。
- ③ 事前に行った調査により把握している表土の位置を二点破線で明記すること。

(5) 採取した砂利を搬出し利用する場所に至るまでの経路を示した図面については、当該協議に係る工事の施工箇所から、採取した砂利を利用する箇所までに至る経路を橙色着色すること。

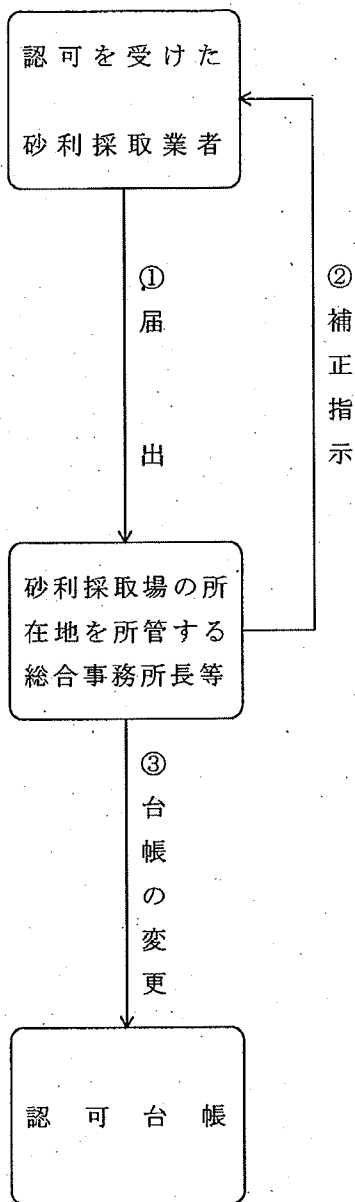
(6) 工事予定工程表については、当該協議に係る工事の工種毎の施工時期を1月単位で記載したものとする。

11 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

12 変更、廃止等については、規則及び要綱の該当様式を用いて適宜様式を作成し、手続を行うものとする。

第3 業務状況報告書等

1 氏名等変更届



① 採取計画の認可を受けた砂利採取業者の氏名又は名称、住所、法人である場合は代表者の氏名及び登録の年月日並びに登録番号が変更となる場合は、認可省令様式第3を当該砂利採取場を所管する総合事務所長等に提出する。届書の記入要領は次頁以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

② 総合事務所長等は届書に不備がある場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

③ 届出書に不備がない場合、総合事務所長等は採取計画認可台帳（要綱様式第10号）を変更するものとする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

氏名等変更届書

平成21年4月1日

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇 様

住 所 日野郡日野町根雨140番1
 氏名又は名称及び 根雨砂利 株式会社
 法人にあっては、
 その代表者の氏名 代表取締役 米子 太郎 印

登録番号 鳥取県砂利登録第500号

砂利採取法第20条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 内 容		変 更 後 の 内 容	
名称	米子砂利 株式会社	名称	根雨砂利 株式会社
住所	米子市糺町一丁目160番	住所	日野郡日野町根雨140番1

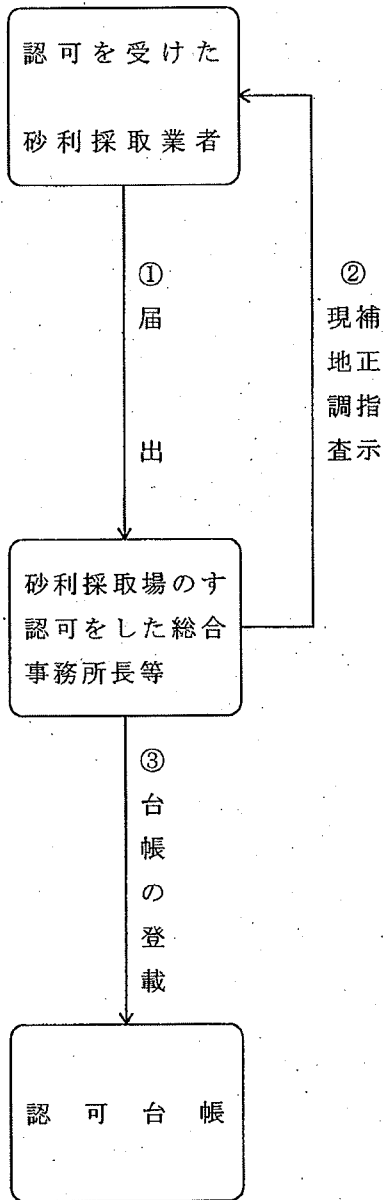
2 変更の理由

組織改正による社名及び事務所の住所の変更

(記載に当たっての注意事項)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 届出者の氏名又は名称、登録年月日及び登録番号については、変更後のものとする
こと。
- 変更事項の内容については、従前の内容と変更後の内容が分かるよう対比して記入す
ること。
- 変更の理由については、当該変更事由が発生した理由を簡潔に記載すること。
- この届出を行おうとする根拠が、法第18条第1項第1号に係る変更である場合におい
ては、この届出を行う前に登録事項変更届書（登録省令様式第7）を届出なければなら
ないので留意すること。

2 砂利採取廃止届



① 採取計画の認可を受けた砂利採取業者が認可を受けた採取計画について、砂利の採取を廃止したときは、認可省令様式第4を当該砂利採取場の認可を受けた総合事務所長等に提出する。

届書の記入要領は次頁以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

② 総合事務所長等は届書に不備がある場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。また、当該砂利採取場の現地調査を行い、採取跡の埋戻しが適正になされているか等採取計画の遵守状況について確認する。

③ 届書に不備がなく、採取計画が遵守されている場合は、総合事務所長等は採取計画認可台帳（要綱様式第10号）に廃止された旨を登載するものとする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取廃止届書

平成21年4月1日

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇 様

住 所 米子市糶町一丁目160番

氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 代表取締役 米子 太郎 印
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日 鳥取県砂利登録第500号

砂利採取法第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日

平成20年4月1日

2 当該砂利採取場における砂利の採取を廃止した年月日

平成21年3月31日

3 当該砂利採取場の状況

埋戻しまですべて完了した。

(記載に当たっての注意事項)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 「当該砂利採取場の状況」については、土地の掘削の跡地の埋戻しその他砂利の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。
- 5 認可の年月日については、認可指令書に記載されているものを記載すること。
- 6 砂利の採取を廃止した年月日については、掘削が終了した時点ではなく、埋

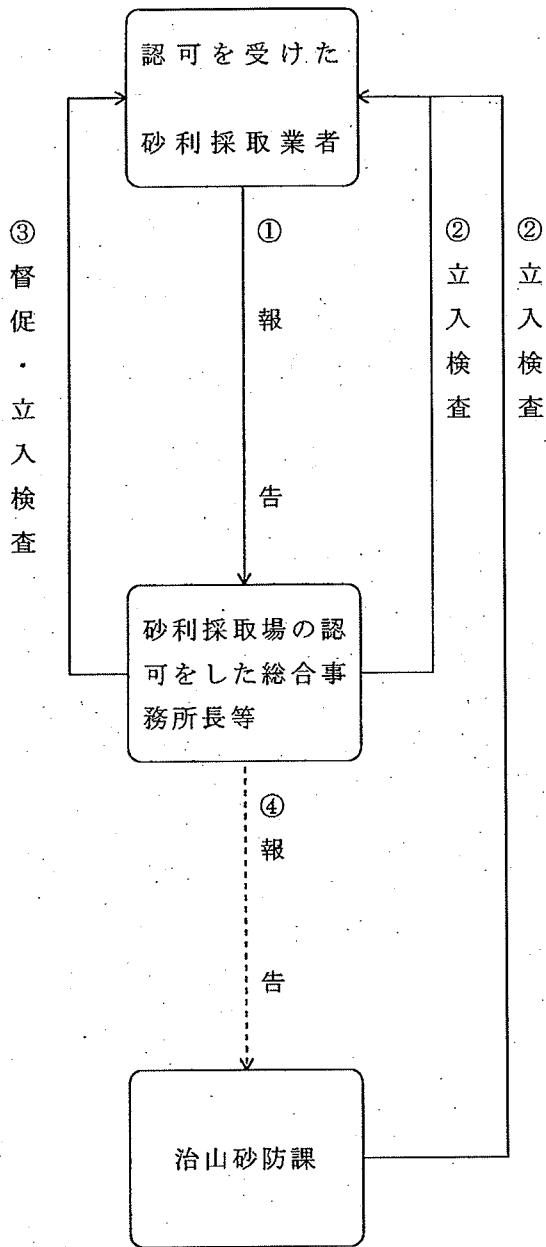
戻しを含め、採取計画に定められた事項がすべて完了した時点とする。

7 この様式には、当該砂利採取場の全景を撮影した写真を添付すること。

(参考)

- 1 この廃止の届出は、採取計画に定める採取期間に採取を廃止したときのみならず、計画どおり採取を廃止したときも同様に届け出なければならない。
- 2 この届け出があったときは、必要に応じ現地調査を行い、採取跡の埋戻しが適正になされているか等採取計画の遵守状況について確認をし、違反事実があれば法第23条第2項の命令を命ずることになる。

3 業務状況報告書



① 採取計画の認可を受けた砂利採取業者は、規則第6条の規定に基づき、認可を受けた日から3箇月毎に規則様式第3号により、認可を受けた総合事務所長等に報告を行わなければならない。報告書の記入要領は次頁以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

② 総合事務所長等は、報告された砂利採取場について、必要があると認められた場合は、事務所及び砂利採取場について立入検査を行う。

③ 総合事務所長等は定められた期間内に報告されない場合、報告を行うよう督促する。督促を行ったにもかかわらずなお報告されない場合は、立入検査を行い報告すべき事項を確認する。

④ 報告を受けた総合事務所長等は、必要な場合は治山砂防課へ報告する。

業 務 状 況 報 告 書

平成22年4月1日

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 米子市糀町一丁目160番
 申請者 米子砂利 株式会社
 氏 名 代表取締役 米子 太郎 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日鳥取県砂利登録第500号
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

鳥取県砂利採取条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容					
1 砂利採取場の所在地等	所在地	日野郡日野町根雨140番1 外5筆 (面積 9,000㎡)				
	認可内容	期間	平成21年6月1日から平成22年5月31日まで			
		番号	鳥取県指令第〇〇〇〇号	数量	50,000 m ³	
2 砂利採取状況	現在の工程	表土除去・掘削・選別及び洗浄・埋戻し				
3 産出品目及び採取実績	品 目	砂 利	砂	玉 石	玉石碎石	合 計
	3月計	10,000m ³	m ³	m ³	m ³	10,000 m ³
	累 計	50,000m ³	m ³	m ³	m ³	50,000 m ³
4 埋戻しの実施状況	埋戻し工程の区分		次の作業の時期			
	最深部まで掘削終了		埋戻し開始		H22年 4月 15日	
	地下水位線まで埋戻し終了		透水溝開削開始		年 月 日	
	上層線まで埋戻し終了・透水溝の開削終了		表土埋戻し開始		年 月 日	
	埋戻し完了		完了報告予定		年 月 日	
5 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置	平成〇〇年〇月〇日、採取場東側の保安区域において、掘削中に崩落が発生。西部総合事務所日野振興センターの指示により、安全な勾配に切り直した。(別添参照) 現在のところ、異常なし。					
6 砂利の採取に当たって障害となった事項						

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 埋戻しの経過に基づき報告する際には、1の中の砂利採取場の所在地及び4を記載するものとし、他は記載を要しない。
- 3 「砂利採取状況」は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。
- 4 砂利採取場の所在地等については、当該報告に係る砂利採取場の所在地、認可内容を記載する。ただし、所在地については認可申請書に記載しているものとする。また、括弧書きで採取場の面積を記載すること。
- 5 認可内容については、当該報告に係る砂利採取場の採取計画認可を受けた認可指令書の番号、認可期間及び認可数量を記載すること。
- 6 砂利採取の実施状況については、現在行っている作業を丸等で囲むこと。砂利の採取のための設備等の設置状況については、現在の作業に用いている機械等の名称及び台数を記載すること。
- 7 産出品目及び採取実績については、当該報告期間内における産出品目及び採取数量を3月計の欄に記載し、これまでの期間における累計を記載すること。ただし、採取数量の算出が不可能な場合は、出荷数量としてもよい。なお、この様式には出荷伝票集計表等、数量の根拠が分かる書類を添付すること。
- 8 埋戻しの実施状況については、埋戻しの区分に該当する作業が完了している場合に次の作業の開始時期または開始予定時期を記載すること。なお、次の作業については、報告を受けた総合事務所長等が現地確認を行ってから作業開始することが望ましい。
- 9 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置については、当該報告期間内において発生した災害について、発生の日、場所、態様及びこれらに対して講じた措置の概要を記載すること。また、県からの指導文書、命令書、措置の内容を示す図面等を必要に応じ添付すること。
- 10 砂利の採取に当たって障害となった事項については、土質の変化、周辺環境の変化等障害となった事項について記載する。
- 11 この様式には、以下の(1)から(3)の図面を添付すること。
 - (1) 報告期間内における採取実績が分かる書類については、出荷伝票集計表等数量の根拠が分かる書類を添付すること。
 - (2) 砂利採取施工計画(規則様式第4号)その2に実績を記載したものについては、採取計画認可申請時又は変更認可申請時に添付したものに、それぞれの区分の上段に実績を赤書きすること。
 - (3) 認可申請を行った計画図面(平面図、縦断図、横断図)に報告時点の施工状況を示したものについては、当該報告期間内において採取を行った範囲を赤色着色すること。

また、埋戻しを行っている場合は、当該報告期間内において、埋戻しを行った範囲を赤色斜線にて明示すること。

- 12 添付図面にはすべて凡例を付すこと。
- 13 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。
- 14 該当しない項目については斜線により削除すること。